

「難病サポート」の支払事由に関する規定の改訂について ～「特定疾患治療研究事業」収束に伴う対応～

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）では、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）の施行に伴い、「特定疾患治療研究事業」が同法にもとづき実施される難病対策に収束されることを受け、ご加入いただいております特定難病特約「難病サポート」のお支払いに関する規定を改訂いたします。

1. 内容

- ①2015年1月1日の難病法施行後も、「特定疾患治療研究事業」の対象疾患（2014年12月31日時点）を引き続きお支払いの対象とします。
（具体的な疾患名は裏面に記載しておりますが、対象疾患を発病しただけではお支払いの対象とはなりません。詳細は下記をご覧ください。）
- ②給付金のご請求時には、「特定疾患医療受給者証」に代えて、難病法にもとづき実施される医療費助成の支給認定を受けられた場合に交付される「医療受給者証」の写しをご提出いただくこととします。
- ③改訂に伴うお手続きは必要ありません。

<改訂前後のお支払いに関する規定>

	改訂前	2015年1月1日以降
対象疾患	「特定疾患治療研究事業」における対象疾患	「特定疾患治療研究事業」における対象疾患 （具体的な疾患名は裏面をご覧ください）
給付要件	対象疾患を発病し、 「特定疾患治療研究事業」の ①診断基準に該当し、 ②特定疾患医療受給者証の交付を受けたこと ※請求時には「特定疾患医療受給者証」の写しを提出	対象疾患を発病し、 「難病法」にもとづく ①支給認定を受け ②医療受給者証の交付を受けたこと ※請求時には「医療受給者証」の写しを提出

2. 保険料

今回の改訂による保険料の変更はありません。

3. 改訂時期

2015年1月1日より

■お支払いの対象となる特定難病

疾病番号	疾患名	疾病番号	疾患名
1	ベーチェット病	30	広範脊柱管狭窄症
2	多発性硬化症	31	原発性胆汁性肝硬変
3	重症筋無力症	32	重症急性膵炎
4	全身性エリテマトーデス	33	特発性大腿骨頭壊死症
5	スモン	34	混合性結合組織病
6	再生不良性貧血	35	原発性免疫不全症候群
7	サルコイドーシス	36	特発性間質性肺炎
8	筋萎縮性側索硬化症	37	網膜色素変性症
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	38	プリオン病
10	特発性血小板減少性紫斑病	39	肺動脈性肺高血圧症
11	結節性動脈周囲炎	40	神経線維腫症
12	潰瘍性大腸炎	41	亜急性硬化性全脳炎
13	大動脈炎症候群	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群
14	ピュルガー病	43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
15	天疱瘡	44	ライソゾーム病
16	脊髄小脳変性症	45	副腎白質ジストロフィー
17	クローン病	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	47	脊髄性筋萎縮症
19	悪性関節リウマチ	48	球脊髄性筋萎縮症
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
21	アミロイドーシス	50	肥大型心筋症
22	後縦靭帯骨化症	51	拘束型心筋症
23	ハンチントン病	52	ミトコンドリア病
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)
25	ウェゲナー肉芽腫症	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	55	黄色靭帯骨化症
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		
29	膿疱性乾癬		

○上記の疾患名は「特定疾患治療研究事業」の対象疾患として厚生労働省通知に記載されているものです。

○上記に記載されている対象疾患を発病された場合でも、当該疾患が難病法にもとづく指定難病ではなくなった場合や支給認定の基準が変更された場合など、お支払いの対象ではなくなるケースがあります。この場合でも、特定難病について難病法施行に伴い実施されることとなった医療費助成等を受けられているときはお支払いの対象となることがあります。

以上

この資料は、2014年9月時点において、2015年1月1日以後適用する特定難病特約のお支払事由の規定の改訂について説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。特定難病に該当した場合や、該当したのでは？と思われる場合には、当社ホームページ、約款でご確認いただき、担当の生涯設計デザイナーまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

ご加入の特定難病特約D、無配当特定難病特約、特定難病特約に、2015年(平成27年)1月1日以降、下記のとおり特定難病給付金の支払事由の改訂に関する附則を適用します。

附則(平成27年1月1日)

第1条(適用対象等)

- この附則は、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める支給認定を受けた場合等の取扱いに関する規定がないつぎの各号の特約に適用します。
 - 特定難病特約D
 - 無配当特定難病特約
 - 特定難病特約
- 第1項各号の特約の特約条項における別表1から別表6までの規定をそれぞれ附則別表1から附則別表6までの規定に読み替えます。

第2条(特定難病給付金の支払)

- 特定難病給付金の支払事由をつぎのとおりとします。

この特約の責任開始期(復活または復旧の取扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。)以後、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当したとき

- 主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が、附則別表2に定める特定難病(以下「特定難病」といいます。)を発病したこと
- その特定難病が附則別表3に定める診断基準(以下「診断基準」といいます。)に該当したこと。ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行以後は、被保険者がその特定難病について同法に定める支給認定(以下「支給認定」といいます。)を受けたこととします。

- 被保険者が支給認定を受けた場合で、特定難病給付金の支払事由に該当したときは、医師が特定難病と診断した日に特定難病給付金の支払事由に該当したものとします。
- 特定難病給付金の支払事由に該当した場合に特定疾患医療受給者証の交付を受けることを要する旨の規定に代えて、つぎの規定を適用します。

特定難病給付金の支払事由に該当した場合には、被保険者は、その特定難病にかかわる附則別表4に定める特定疾患医療受給者証(以下「特定疾患医療受給者証」といいます。)または難病の患者に対する医療等に関する法律に定める医療受給者証(以下「医療受給者証」といいます。)の交付を受けることを要します。当社は、被保険者がその特定疾患医療受給者証または医療受給者証の交付を受けるまでは、特定難病給付金を支払いません。

- 被保険者が特定難病を発病し、その特定難病が難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病に該当しないために支給認定を受けることができない場合でも、同法の施行に伴い、その特定難病について同法等の法令にもとづき実施されることとなった国または地方公共団体の負担による医療に関する給付(地方公共団体が独自に実施する医療に関する給付は除きます。)が行われており、その医療に関する給付を被保険者が受けているときは、その特定難病について支給認定を受けたものとみなします。この場合、国または地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けていることを証する書類が提出されたときは、特定疾患医療受給者証または医療受給者証の交付があったものとみなします。
- この特約の保険期間の満了日(更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。)に、附則別表2に定める特定難病を発病していたものと当社が認める場合で、かつ、保険期間の満了日の翌日からその日を含めて2年以内に支給認定を受けたときは、第2項の規定を適用せず、保険期間の満了日に支給認定を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。この場合、特定難病給付金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当社は、支払うべき特定難病給付金から差し引くものとします。

第3条(難病の患者に対する医療等に関する法律等の法令の改正に伴う特定難病給付金の支払事由に関する規定の変更)

- 当社は、難病の患者に対する医療等に関する法律等の法令が改正された場合で、その改正が特定難病給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特定難病給付金額を変更することなく特定難病給付金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 第1項の規定により、特定難病給付金の支払事由に関する規定を変更するときは、当社は、特定難病給付金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

附則別表1 請求書類

項目	必要書類
特定難病給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特定疾患医療受給者証または医療受給者証の写し (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 特定難病給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

附則別表2 特定難病

「特定難病」とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている疾患（表A）をいいます。

表A 対象となる特定難病

疾病番号	疾患名
1	ベーチェット病
2	多発性硬化症
3	重症筋無力症
4	全身性エリテマトーデス
5	スモン
6	再生不良性貧血
7	サルコイドーシス
8	筋萎縮性側索硬化症
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
10	特発性血小板減少性紫斑病
11	結節性動脈周囲炎
12	潰瘍性大腸炎
13	大動脈炎症候群
14	ビュルガー病
15	天疱瘡
16	脊髄小脳変性症
17	クローン病
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎
19	悪性関節リウマチ
20	パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
21	アミロイドーシス
22	後縦靭帯骨化症
23	ハンチントン病
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）

疾病番号	疾患名
25	ウェゲナー肉芽腫症
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症
27	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）
29	膿疱性乾癬
30	広範脊柱管狭窄症
31	原発性胆汁性肝硬変
32	重症急性膵炎
33	特発性大腿骨頭壊死症
34	混合性結合組織病
35	原発性免疫不全症候群
36	特発性間質性肺炎
37	網膜色素変性症
38	プリオン病
39	肺動脈性肺高血圧症
40	神経線維腫症
41	亜急性硬化性全脳炎
42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
44	ライソゾーム病
45	副腎白質ジストロフィー
46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
47	脊髄性筋萎縮症
48	球脊髄性筋萎縮症
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
50	肥大型心筋症
51	拘束型心筋症
52	ミトコンドリア病
53	リンパ脈管筋腫症（LAM）
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）
55	黄色靭帯骨化症
56	間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）

附則別表3 診断基準

「診断基準」とは、附則別表5に定める特定疾患治療研究事業（以下「特定疾患治療研究事業」といいます。）において適用される診断基準（診断基準が変更された場合には、変更後の診断基準をいいます。以下同じ。）をいいます。ただし、診断基準のほか、特定疾患治療研究事業の対象となる範囲にかかわる定め（対象となる範囲にかかわる定めが変更された場合には、変更後の定めをいいます。）がある場合には、その定めによるものとします。

附則別表4 特定疾患医療受給者証

「特定疾患医療受給者証」とは、附則別表5に定める特定疾患治療研究事業において、附則別表6に定める公的医療保険制度の医療費助成の対象者に都道府県知事より交付される受給者証をいいます。なお、名称は都道府県により異なる場合があります。

附則別表5 特定疾患治療研究事業

「特定疾患治療研究事業」とは、厚生省が昭和47年10月に定めた「難病対策要綱」にもとづく難病対策のうち、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による事業をいいます。

附則別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

この資料は、2014年(平成26年)10月時点において、2015年(平成27年)1月1日以降適用する特定難病給付金のお支払事由の変更を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。特定難病給付金のお支払事由に該当したのでは?と思われる場合には、当社ホームページ、約款でご確認いただき、担当の生涯設計デザイナーまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。